

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる日には、
翌日が休日である場合)

告 示

鳥取県告示第百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大山山麓地区の第五一一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十九年十一月一日現在の地番による。）
丸山字上ノ原	丸山字上ノ原の全域 小林字向原五四二の二一から五四二の二三まで及びこれらと一体をなす国有地
小林字向原	小林字向原のうち五四二の二一から五四二の二三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県知事第四四四十七号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十一月一日鳥取県条例第三十回印)

第十二条第一項の規定に基いて、同項第一項に該当する青少年に有効な図書類を次のとおり掲示したので、同條第一項の規定による知事の印

昭和六十年一月十九日

鳥取県知事 四 四 四 次

指定番号	種別	題	号	書	発行記号等	類	表示された発行所名	
1760	録音テープ	デーピーマンスリー No.9 ハメ声46分肉の音46分	MS-3-E	アリス出版	1775	『美女監禁裏行ロマンスしましょ』	F A-78	Do企画
1761	雑誌その他 の刊行物	フキトキッス局部は充血し、開花する二人だけの秘密夢みる愛の物語	不 明	㈱キャロル出版	1776	G ALSOFT美少女メディアに『女体百科秘部暴露』	G S-3-E	㈱土曜出版新社
1762	"	フキトキッス愛液が逆り、恥骨が軋む衝撃的体験でオ・ト・ナになった不 明	㈱キャロル出版	1777	『クライマックス MY 少女』	Z D-3-E	㈱土曜出版新社	
1763	"	A L I C E スペシャル 桃色ランド絶頂	A Z-3-E	アリス出版	1778	『シェイプ金髪ギャル交歎カタログ』	C M-3-E	トライビジョン
1764	"	性器ヲ込み本番すると言つて下さい	F A-4	アリス出版	1779	『金髪交歎』	S E-3-E	トライビジョン
1765	"	猥褻写真館刊号 桃色写真	F A-7	アリス出版	1780	『オレンジシスターズ 満毛シスターズ』	F A-Y1	キャロル出版
1766	"	月刊イブ VOL-20 何されても 許しゃうハメ殺して	E V-3-E	アリス出版	1781	『ピントショップ No.3 決定版裏ビデオカタログ』	不 明	大洋図書
1767	"	ソドム死ぬでも男が好き!! うねり腰に一発オチ込み!!	Z M-3-E	アリス出版	1782	『リーベット No.4 オーラル・セックス』	不 明	大洋図書
1768	"	セクシースポーツお尻のアナまで入れ られた快楽挿入姦	S B-3-E	アップル社	1783	『ピアス 腕穴用舞 今夜もピアスでインサート』	P S-3-E	トライビジョン
1769	"	秘部なめ撮り	C 1 M 2	画報社	1784	『写真生活創刊2号3月号 「四畳半のおんな」』	雜誌コード 044 57-3	辰巳出版株式会社
					1785	『Pinky 3月号 『美』ギャル太腿通信』	雜誌コード 1768 9-3	考友社出版株式会社

1786

セクシーアクション 3月号

雑誌	0551
版	3-3

株式会社サン出版

鳥取県告示第百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第一一一工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十年二月十九日

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十日から三十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第五一一工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和60年2月19日 火曜日

鳥取県告示第百六十号

西伯郡中山町退休寺一二九永岡幸吉ほか三人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業下甲地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

良伯郡中山町退休寺一二九永岡幸吉ほか三人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業下甲地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、

準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十日から三十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十二号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十三号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

する。

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十日から二十日間

三　縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、総覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取縣告示第百六十五号

江府町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業第二舟谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月十九日

馬文其集

三

淀江町が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業今津地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり綱覧に供する。

昭和六十年一月十九日

鳥取縣知事 西尾邑 次

二 縦覧に供する期間

二　縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
三　縦覧に供する期間
昭和六十年二月二十日から二十一日間
縦覧に供する場所

江府町役場

土地改良事業計画

土地改良事業計画書及び条例の写し

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること

淀江町役場

四 異議の申出

鳥取県告示第百六十六号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（堤見）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

て準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十八号

郡家町が行う土地改良事業（ため池等整備事業郡家地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（香取）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する

昭和六十年二月十九日

- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 縦覧に供する書類
 - 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 三 縦覧に供する期間
 - 四 縦覧に供する場所
- 昭和六十年二月二十日から二十日間
- 東郷町役場

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十九号

東郷町が行う土地改良事業（単県土地改良事業門田地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所

会見町役場

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所

会見町が行う土地改良事業（水田利用再編対策推進事業井上地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

昭和60年2月19日 火曜日

鳥 取 県 公 取 索 報

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百七十一号

泊村が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業園地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月十九日

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百七十二号

鳥取市が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業上原地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百七十四号

土地改良事業（農村地域定住促進対策事業西尾原地区暗きよ排水と農道整備を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業保野（向水路）地区農業用排水）を昭和六年二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十年二月十九日

鳥取県告示第百七十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡東郷町大字野方字仙津六四三の二、六四三の二八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百七十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所

浜村加入区	加入区	漁業の区分
漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業		

東伯郡三朝町大字森字養老谷一の二・一九（以上一筆について、次の図に示す部分に限る。）

- 一 圖に示す部分に限る。
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第百七十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、米子市堀川土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名 住 所

永見新一	米子市西三柳二一八五
梶原福市	米子市西福原一三四六
本生英雄	米子市西福原一三五六
渡下健一	米子市西福原一三〇〇
生西涉	米子市西福原一三四九
藤山卓	米子市西福原一三三二六
福原淳	米子市西福原九八七
遠藤理一	米子市西三柳二一九九
宮村未次	米子市西三柳一〇九七
倉立礼嘉	米子市西三柳二二五五
柏平重榮	米子市西三柳二二六二

法律第百号) 第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年一月二十二日 鳥取県指令受都計第三百三十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字堀内

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町一一九

北陽油脂株式会社

代表取締役 松谷佳興

鳥取県告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

一 施行者の名称

鳥取市

昭和60年2月19日 火曜日

二 都市計画事業の種類及び名称 鳥取都市計画道路事業三一五一十一号 富安大路線	
三 事業施行期間 昭和五十二年1月二十八日から昭和六十二年三月三十一日まで	
四 事業地	1 収用の部分 変更なし 2 使用の部分 なし
	公 告
鳥取県知事第百八十一号	歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第11条第1項の規定により、歯科衛生士試験を次とおり実施する。
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基いて、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第一項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり掲示する。	昭和60年2月19日
昭和六十一年一月十九日	
一 施行者の名称 米子市	鳥取県知事 西 尾 邑 次
二 都市計画事業の種類及び名称 米子境港都市計画道路事業三一四一三号 安倍三柳線	学説試験 昭和60年3月20日（水）午前9時から 実地試験 昭和60年3月21日（木）午前10時から
三 事業施行期間 昭和五十年十一月二十八日から昭和六十二年三月三十一日まで	3 試験場所 学説試験 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂 実地試験 鳥取市吉方温泉三丁目751番地 鳥取県立歯科衛生専門学校
四 事業地	3 試験科目 学説試験 解剖生理、病理細菌、薬理、栄養、衛生及び口腔衛生、歯科臨床概論及び歯科診療補助並びに衛生行政 実地試験 歯科予防実技及び歯科診療補助実技 4 受験資格

県公課登記

	8 試験手数料及び納入方法
(1) 試験手数料	9,400円
(2) 納入方法	(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。
9 その他	
5 受験願書の受付期間	
(1) 昭和60年2月22日(金)から同月28日(木)まで(郵送の場合は、昭和60年2月28日(木)までの消印があるものは、有効とする。)	
6 受験願書の提出先	鳥取市東町一丁目220番地 烏取県衛生環境部医務課
7 提出書類	
(1) 受験願書(所定の様式によること。)	
(2) 履歴書(所定の様式によること。)	
(3) 受験資格を証する書類	
ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書(昭和60年3月卒業見込みの者にあっては、卒業見込証明書。この場合においては、昭和60年3月27日(水)までに卒業証明書を提出すること。)	歯科技工法(昭和30年法律第168号)第12条第1項の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。
イ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国の歯科衛生士免許を受けたことを証する書類	昭和60年2月19日
4 写真	鳥取県知事 西 尾 邑 次
5 縦4cm、横3.5cmの出願前6箇月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に(シエ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。	
1 試験期日	学説試験 昭和60年3月11日(月)午前9時から
2 試験場所	実地試験 昭和60年3月10日(日)午前9時から
3 試験科目	学説試験 歯牙解剖、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正技工学、

昭和60年2月19日 火曜日

県 取 鳥

小児歯科技工学、歯科鑄造学、歯科理工学及び関係法規
実地試験 歯科技工実技

4 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

(1) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者

(2) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

(3) 外国歯科技工学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(4) 国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

5 受験願書の受付期間

昭和60年2月22日（金）から同月28日（木）まで（郵送の場合は、昭和60年2月28日（木）までの消印があるものは、有効とする。）

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部医務課

7 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式によること。）
- (2) 履歴書（所定の様式によること。）
- (3) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)に該当する者は、卒業証明書（昭和60年3月卒業見込みの者にあつては、卒業見込証明書。この場合においては、昭和60年3月22日（金）までに卒業証明書を提出すること。）

イ 4の(2)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科技工学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

4 写真

手札形台紙付きとし、出願前6箇月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

8 試験手数料及び納入方法

(1) 試験手数料 12,000円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課（電話番号0857-26-7190）へ問い合わせること。